

令和5年7月20日

保護者様

愛知県立豊田西高等学校
校長 高井 俊直

「ラーケーションの日」の導入について（お知らせ）

盛夏の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。日頃は本校の教育活動に御理解と御協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、愛知県では、子どもの学び（ラーニング）と保護者等の休み（バケーション）を組み合わせ、平日だからこそできる学校外での主体的・体験的な学びを応援するための「ラーケーションの日」をスタートします。

つきましては、本校における導入時期、「ラーケーションを取ることができない日」、届け出の方法を次のとおり定めましたので、県教育委員会が作成した保護者用リーフレットとあわせて御確認いただき、導入の趣旨を踏まえた上で各家庭において御活用ください。

1 導入時期

令和5年9月1日（金）から（取得可能日数2日）

2 本校の「ラーケーションを取ることができない日」

- (1) 式典
- (2) 学校行事及び学年行事等
- (3) 考査
- (4) その他、学校が指定する日

※具体的な日にちについては取得申請書（裏面）に記載しています。

3 届け出の方法

「ラーケーションの日」取得申請書を1週間前までに担任へ提出してください。

※申請書は学校のホームページからダウンロードできます。

※校内で確認した後、担任から保護者の方へ確認の連絡をさせていただきます。

※当日及び事後の申請は認めませんので、計画的に余裕をもって申請してください。

4 留意事項

- (1) 取得日は欠席にはなりませんが、各授業の出欠記録については、出席扱いとはなりません。
- (2) 取得日に実施した授業に対する補充等を学校では行いません。ただし、状況によっては学校から別に指示することがあります。
- (3) 履修・修得を認定する上で授業等への出席が必要となる場合は、取得を認めないことがあります。

担当 教頭（嶋田・伊與田）

電話 0565-31-0313

「ラーケーションの日」に関するQ&A

Q1 「ラーケーションは、子どもが保護者等とともに、体験や探求の学び・活動を、自ら考え、企画し、実行することができる日」とあるが、「保護者等」とは誰を指すのか。

A1 原則は保護者ですが、保護者が同意した大人（祖父母や兄弟等）や養護施設長を含みません。

Q2 保護者が承認していれば、「ラーケーション」として子どもだけで活動させることはよいか。

A2 「ラーケーション」は、子どもと保護者等と一緒に過ごせる仕組みづくりとして導入されたものです。子どもだけの活動は趣旨に沿わないため、ご家族で過ごす時間として活用してください。

Q3 成年年齢に達した高校3年生が、小学生や中学生の兄弟の保護者として「ラーケーション」を取ることはよいか。

A3 成年年齢に達していても、高校生が保護者の代わりとして休みを取ることは、「ラーケーション」の趣旨とは異なるため、取ることはできません。

Q4 その日になって急に「ラーケーション」を取得できるようになったため、届け出は当日でもよいか。

A4 当日や事後の届け出は受理しません。原則1週間前までに申請書を提出してください。

Q5 保護者の都合で、定期考査中に「ラーケーション」をどうしても取得したいが、よいか。

A5 本校の「ラーケーションを取れない日」に該当しているため、取得できません。自己都合により定期考査を欠席した場合は、受けなかった科目は0点となります。

Q6 ラーケーションカードは、記入し提出する必要があるか。

A6 提出する必要はありません。生徒と保護者等が学びや活動の計画を立てる際に活用してください。

Q7 「ラーケーション」を取得した日の授業について、保護者が補充等をお願いしたら行ってもらえるのか。

A7 県立高校では病気等による欠席と同様の対応をすることになっており、補充は行いません。そのことを踏まえて取得してください。